

(抜粋)「地方公共団体情報システム共通機能標準 仕様書及びデータ要件・連携要件標準仕様書」に関する リファレンス

2025年1月

デジタル庁

目次

7. データ要件・連携要件に関するリファレンス	PXX
7.1. 全件連携・差分連携の考え方	
7.1.1. 業務特性として全件連携の必要がある連携IDとその考え方	
7.2. 全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法	
7.2.1. 全件連携の連携方法	
7.2.2. 差分連携の連携方法（日次で差分連携）	
7.2.3. 差分連携の連携方法（5分間隔の随時で差分連携）	
7.2.4. 差分連携の考え方について別紙の確認が必要な連携ID（固有の考え方）	
7.3. 最新フラグの定義及び設定方法	
7.3.1. 各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法	
7.4. 削除フラグの定義及び連携の考え方	
7.5. 削除データの作成方法及び差分連携方法	
7.5.1. 全てのデータを削除した場合	
7.5.2. 最新データを削除した場合	
7.5.3. 最新データを削除後に新たにデータを追加した場合	
7.5.4. 住民基本台帳業務における「異動履歴の記載の修正」の場合（業務固有の考え方）	

7. データ要件・連携要件に関するリファレンス

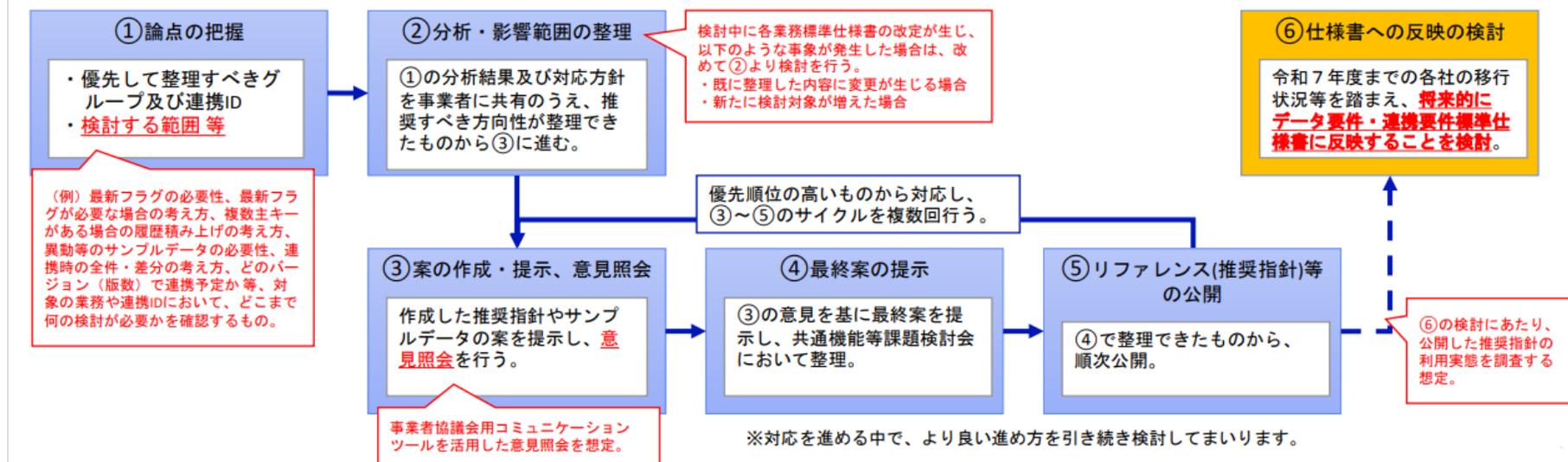
将来的な仕様書への反映について

リファレンス（推奨指針）は、事業者間調整における関係者間の合意形成の円滑化のために活用いただくことを想定しており、仕様として規定するものではありません。

将来的な仕様書への反映については、各事業者のご意見を踏まえると、技術的な内容についての更なる詳細化が必要であり、また、各業務の標準仕様書における業務フローの更なる詳細化が必要となります。これらについては、令和12年度の実装を目指し、標準準拠システムへの移行状況を踏まえ、令和8年度以降に検討してまいります。

これらの検討事項については、リファレンス（推奨指針）の各資料において【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】として記載をしております。

（参考）リファレンス（推奨指針）策定のサイクル（案）（第2回共通機能等課題検討会資料より）



7.1.全件連携・差分連携の考え方

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

データ要件・連携要件標準仕様書（総論）

リファレンス提供の背景

基本データリスト及び機能別連携仕様の全件連携・差分連携の考え方及びデータ出力の考え方を整理し、データ提供側システムとデータ利用側システム間におけるデータの整合性を確保することを目的とする。

全件連携の考え方

基本データリストの各グループID及び機能別連携仕様の各連携ID（以下「各グループID及び各連携ID」という。）について、データ提供側システムで管理する全てのデータをデータ利用側システムに連携する。また、最新のデータのみ全件連携という考え方等もあるが、これらについては順次業務個別に詳細化を行う。

差分連携の考え方

各グループID及び各連携IDについて、データ提供側システムからデータ利用側システムに前回連携したデータから追加・変更となったデータを連携する。追加・変更となったデータについては、原則、各グループID及び各連携IDに規定する「操作年月日」及び「操作時刻」を更新し、データ提供側システムにおいて、「操作年月日」及び「操作時刻」を用いて判断を行う。

なお、基本データリストの複数のグループから構成される連携ID等については、当該考え方のみで整理ができないため、当リファレンスの【別紙3】データ要件・連携要件に関するリファレンス詳細（以下「別紙3リファレンス詳細」という。）において詳細を記載する。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・ 「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」において、全件連携と差分連携の区別ができるよう、ファイル命名規約の追加検討を行う。
- ・ 「操作年月日」及び「操作時刻」以外の項目で差分を判断する事例及び差分の考え方の詳細化が必要というご意見があることから、業務個別での整理が必要か、検討を行う。

リファレンス内容

7.1.全件連携・差分連携の考え方

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

データ要件・連携要件標準仕様書（総論）

基本データリストのデータ出力の考え方

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（2.1 データ要件の標準について）より、標準準拠システムは基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで入出力することができるようにしなければならないとしている。

また、将来的に基本データリストを用いて標準準拠システム間のデータ移行を行うことを目指していることから、基本データリストは、全件での出力が可能である必要がある。また、データ要件・連携要件標準仕様書（3.3 独自施策システム等連携仕様）に記載の独自施策システム等との連携を踏まえ、差分での出力が可能である必要がある。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・基本データリストにおける差分の考え方について、詳細化を行う。
- ・基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで入出力するデータについて、独自施策システム等との連携において、差分連携の活用が見込まれる連携IDに限定する等、対象範囲についての詳細化を行う。

機能別連携仕様のデータ出力の考え方

機能別連携仕様が規定するデータ連携は、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（3.4 連携技術仕様）において、「ファイル連携の場合は、原則、差分連携とするが、事業者と地方公共団体の判断で全件連携とすることも可能」としている。他方、業務特性により、原則、全件連携と整理する必要のある業務連携がある。

上記を踏まえ、当資料「7.1.1.業務特性として全件連携の必要がある連携IDとその考え方」において、当該連携IDにおいて全件連携が必要な事例を整理し、記載する。

リファレンス内容

7.1.全件連携・差分連携の考え方

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

データ利用側システムのシステム移行時における連携データの初期データセットアップの考え方

データ利用側システムのシステム移行時において、データ提供側システムより連携するデータを初期データとしてセットアップするケースがあると想定する。

上記の対応のために、データ提供側システムは、データ所管の責務として機能別連携仕様で規定するレイアウトで全件で出力を行い、データ利用側システムに提供する必要があります。

これらの考え方は、令和4年（2022年）12月20日開催の「[地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会 データ連携ワーキングチーム（第4回）兼申請管理ワーキングチーム（第3回）兼宛名管理ワーキングチーム（第3回）](#)」において「[資料8 データ要件の他業務情報グループの考え方について](#)」の資料を踏まえ、同検討会の中で構成員に確認を行った上で整理しているものである。

なお、上記検討会を受けて、データ利用側システムの基本データリストにおいて、データ提供側システムから受け取ったデータの格納を想定したグループの削除を行った。他方、各業務の標準仕様書において、他業務がデータ提供側システムから受け取った情報を自業務のマスタとして別途管理することが明確な場合においては、グループの削除を行っていない。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- マルチベンダにおける他業務システムの初期セットアップ時は、基本データリストのレイアウトで出力し対応を行う方針であるとのことのご意見があったため、当該対応も初期データセットアップ時の対応として有効であるかを検討する。

7.1.全件連携・差分連携の考え方

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.1.1.業務特性として全件連携の必要がある連携IDとその考え方

業務ID+業務名	連携ID	データ利用側システム	全件連携の考え方
001_住民基本台帳	001o005	選挙人名簿管理	選挙人名簿調製時には、機能要件より、最新データの全件連携での対応が必要となる。

※今後、継続してリファレンスを整理し、必要に応じて追加を行う。

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・全件連携と差分連携で機能別連携仕様の連携IDを変更する等の検討を行う。
- ・連携時における抽出条件の詳細（例：最新フラグだけではなく他データ項目でも判断を行う）について、対応要否を含め業務個別の整理が必要か検討を行う。

7.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

7.2.1.全件連携の連携方法

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55



全てのデータを
連携

データ提供側システムが管理する全てのデータを
データ利用側システムに連携

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・最新データのみを連携する等、業務単位（もしくは連携ID単位）での詳細化の検討を行う。

リファレンス内容

7.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.2.2.差分連携の連携方法（例：日次で差分連携）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態

2024-11-29に履歴番号4・5を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55



履歴番号3
履歴番号4
履歴番号5
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

※最新フラグが変更になるため、履歴番号3についても
操作年月日と操作時刻が更新される

※履歴番号3は上書き、履歴番号4・5は追加となる

2024-11-29に更新のあった全ての履歴を連携

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- 最新フラグのみ変更となる場合の操作年月日等の取り扱いについて、更新を行わない方が良いというご意見もあるため、連携先の必要性も踏まえ、より良い方法について検討を行う。

7.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.2.3.差分連携の連携方法（例：5分間隔の随時で差分連携）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00



2024-11-29 15:15:19に履歴番号4を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29



同日 15:29:55 に履歴番号5を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0	2024-02-14	09:21:00

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態



履歴番号3
履歴番号4
を連携

5分以内に更新のあった
データを連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29



履歴番号4
履歴番号5
を連携

前回の連携後、5分以内に
更新のあったデータを連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ	操作年月日	操作時刻
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0	2023-01-20	12:00:00
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0	2023-10-11	16:30:11
131032	10012345	3	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:15:29
131032	10012345	4	0	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55
131032	10012345	5	1	行政 一郎	0	2024-11-29	15:29:55

7.2.全件連携・差分連携の作成方法及び連携方法

7.2.4.差分連携の考え方について別紙の確認が必要な連携ID（固有の考え方）

基本データリストの複数グループから構成される連携ID等については、「別紙3リファレンス詳細」において詳細を記載する。別紙が必要となった連携IDについては、整理が完了次第、当該ページに記載する。

※今後リファレンスを整理する中で該当があった場合に記載を行う。

7.3.最新フラグの定義及び設定方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

リファレンス提供の背景

各グループID及び各連携IDにおいて、業務特性や用途により最新フラグの考え方が異なることから、各々の最新フラグの設定方法について整理することを目的とする。

最新フラグの必要性

最新フラグを「1」に設定することで、データ抽出時やデータ連携時に当該データが最新である（もしくは有効である）という判断が容易となる。

最新フラグの定義と設定方法

最新フラグの定義と設定方法を以下のとおりとし、当資料「7.3.1.各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法」において整理を行う。

1. 主キーの組み合わせによって、当該データが最新データであると判断するもの
 - ・宛名番号に対し履歴番号の最大等、最新フラグ=1が1つのみ存在するもの
 - ・宛名番号に対し年度毎に最新データを管理する必要があるという特性等、最新フラグ=1が2つ以上存在するもの
2. 主キー以外のデータを用いて、当該データが有効なデータであると判断するもの
 - ・遡及異動等が生じることで他データ項目でソートが必要である等、主キーの組み合わせだけでは判断ができないもの
 - ・履歴番号の最大としては申請中データであるが、他業務にとって有効なデータは履歴番号が最大ではない決定データである等、業務特性によって有効なデータと判断する観点が異なるもの
3. 最新フラグが不要であると判断するもの
 - ・履歴を管理せず、常に最新のデータのみを管理するため、最新フラグの設定が不要であるもの

ただし、全ての履歴データにおいて削除フラグを「1」に設定した場合、全ての履歴データの最新フラグは「0」となる。

リファレンス内容

7.3.最新フラグの定義及び設定方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- ・全ての履歴データにおいて削除フラグを「1」に設定した場合の取り扱いについて、最新フラグが「1」のデータを残す方が良いというご意見も多くいただいていることから、対応を比較のうえ、より効率的な対応を検討する。

最新フラグの定義及び設定方法の詳細について

各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法について、より詳細な内容が必要な場合は、「別紙3リファレンス詳細」を作成する。

具体的には、以下の内容等について、各グループID及び各連携IDの特性を踏まえ、必要に応じて整理を行う。

- 基本データリストの複数グループから構成される連携IDにおける最新フラグの設定方法
- 履歴番号等のカウントアップ条件や出力ソート順の整理
- 履歴番号と最新フラグを採番するデータ項目の単位
- 履歴番号が複数ある場合（「履歴番号_枝番号」等）の採番するデータ項目の単位
- 遡及異動や過去データの修正が生じるグループ及び連携IDの履歴管理等の考え方
- 連携頻度の考え方
- 具体的な異動を踏まえたサンプルデータ 等

7.3.最新フラグの定義及び設定方法

7.3.1.各グループID及び各連携IDの最新フラグの定義及び設定方法

1. 主キーの組み合わせによって、当該データが最新データであると判断するもの

業務ID+業務名	グループID+グループ名	最新フラグの定義及び設定方法	当該グループの考え方を踏襲する連携ID	別紙3の有無
001_住民基本台帳	001001 住民情報	「データ項目ID：00100003 個人履歴番号」が最大かつ 「データ項目ID：00100004 個人履歴番号_枝番号」が最大のデータに最新フラグ「1」を設定する。	・ 001o005 ・ 001o006	有

2. 主キー以外のデータを用いて、当該データが有効なデータであると判断するもの

※今後リファレンスを整理する中で該当があった場合に記載を行う。

3. 最新フラグが不要であると判断するもの

※今後リファレンスを整理する中で該当があった場合に記載を行う。

7.4.削除フラグの定義及び連携の考え方

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

リファレンス提供の背景

削除データの設定方法及び連携方法を整理し、データ提供側システムとデータ利用側システム間におけるデータの整合性を確保することを目的とする。

削除フラグの必要性

標準化前においては、誤ったデータを登録した際に、SE作業等でデータベースを直接修正する等のデータメンテナンスを行い、当該データをなかったものとする対応（以下「物理削除」という。）を行っている事例もあると推察する。

標準化後においては、データの完全性(Integrity)及び業務間の整合性を踏まえ、原則、物理削除の対応を想定していない。そのため、削除フラグを用い、当該履歴データを無効とする対応（以下「論理削除」という。）を行う。

なお、何らかの理由で地方公共団体及び事業者が物理削除の対応を行う必要があると判断した場合は、地方公共団体及び事業者の責任のもと対応を行うものとする。

削除フラグの定義

削除フラグを「1」に設定することで、当該履歴データを無効とする。

削除フラグの連携の考え方

データ提供側システムにおいて連携済みの履歴データを無効とする場合、当該履歴データに対して削除フラグ「1」を設定した上でデータを連携し、データ利用側システムにおける当該履歴データの削除フラグを「1」に設定する。詳細については、「7.5.削除データの作成方法及び差分連携方法」に示す。なお、当該考え方のみで整理ができない事例が生じた場合は、固有の考え方として整理を行い、「別紙3リファレンス詳細」において詳細を記載する。

※データ提供側システムとデータ利用側システムにおける当該履歴データの件数は同一であることを原則とするが、移行時のセットアップ等の事情によりデータ件数が異なる場合、連携時のデータ整合性に留意すること。

7.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

関連ドキュメント

別紙2 申請管理 項目定義書

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

別紙5 統合収納管理 項目定義書

別紙6 統合滞納管理 項目定義書

各業務の基本データリスト

各業務の機能別連携仕様

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- 「7.3.最新フラグの定義及び設定方法」で示した継続検討事項について、同様に検討を行う。

7.5.1.全てのデータを削除した場合

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0



全ての履歴を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	0	行政 一郎	1

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態



全ての履歴
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	0	行政 一郎	1

全ての履歴データにおいて削除フラグに「1」を設定した場合、
全ての履歴データにおいて最新フラグは「0」となる。

リファレンス内容

7.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.5.2.最新データを削除した場合

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0

履歴番号 2 を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

履歴番号 2 を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

履歴番号 2 に削除フラグ = 1 を設定するため、1つ前のデータが最新となることから、履歴番号 1 に最新フラグ = 1 を設定する。

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

履歴番号 1
履歴番号 2
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

履歴番号 1
履歴番号 2
を連携

履歴番号 1、履歴番号 2、どちらも更新されていることから、両方の履歴を連携する。

7.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.5.3.最新データを削除後に新たにデータを追加した場合

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

履歴番号 2 を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

(データ利用側システムに連携する前に)
履歴番号 3 を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態

履歴番号 2 を削除した際に更新されたデータと、
履歴番号 3 を追加した際に更新されたデータを連携
する必要があるため、履歴番号 1～3 を連携する。



履歴番号 1
履歴番号 2
履歴番号 3
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

7.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.5.3.最新データを削除後に新たにデータを追加した場合（都度連携）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0

データ連携後
双方の整合性が
とれている状態

履歴番号 2 を削除

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1



履歴番号 1
履歴番号 2
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1

履歴番号 3 を追加

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0



履歴番号 1
履歴番号 3
を連携

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

履歴番号 1、履歴番号 2、どちらも更新されていることから、
両方の履歴を連携する。

履歴番号 3 を追加した際に履歴番号 1 も更新していることから、
履歴番号 1 と履歴番号 3 を連携する。

7.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.5.4.住民基本台帳業務における「異動履歴の記載の修正」の場合（業務固有の考え方）

【将来的な仕様書への反映に向けての継続検討事項】

- 削除フラグについて、業務固有の考え方を検討したが、再考を求める声を複数いただいた。業務運用面での整理を行い、より良い方法の検討を行う。

001_住民基本台帳の「グループID：001001 住民情報」において「データ項目ID：00100003 個人履歴番号」の他に「データ項目ID：00100004 個人履歴番号_枝番号」を規定している。

これは、住民記録システム標準仕様書「機能ID：0010464、0010465」（20.0.4 異動履歴の記載の修正）を踏まえ、訂正を行った場合に異動履歴について上書き修正せず、枝番号で履歴を管理するためのものとなる。

上記より、001_住民基本台帳の「グループID：001001 住民情報」においては【論理削除】の概念がなく、システム上登録されたデータはすべて両データ項目IDで管理されるものとする。

他方、誤った履歴に対しての訂正等であることから、データ利用側システムにおいて「当該データを利用することが適切ではない」と判断されるものと考えており、修正の内容によってはデータ利用側システムである他業務の事務に影響を及ぼす可能性がある。

上記を踏まえ、以下のように整理する。

001_住民基本台帳の「グループID：001001 住民情報」において、削除フラグは「訂正フラグ」として取り扱う（「論理削除」として取り扱わない）ものとする。

これは、住民記録システム標準仕様書における「異動履歴の記載の修正」を行った場合、データ利用側システムにおいて訂正前のデータが利用されないようにする（既に連携済のデータを訂正する）という観点からの整理であり、具体事例を次のスライドに示す。

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	1	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

← 訂正前のデータ

← 訂正後のデータ

データ利用側システムが利用することが適切ではないデータ

データ利用側システムが利用しないようフラグを立てることが望ましい

7.5.削除データの作成方法及び差分連携方法

継続検討事項
あり

データ要件・
連携要件

7.5.4.住民基本台帳業務における「異動履歴の記載の修正」の場合（業務固有の考え方）

データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 2 を追加

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 1 のデータが誤っていたため削除
正しい入力を行い、
個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 2 のデータを追加

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	1	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 1 を連携

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

個人履歴番号 1
個人履歴番号 2 を連携

訂正前の誤った履歴データに
訂正の役割として
削除フラグ = 1 を設定する

個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 1
個人履歴番号 = 1、個人履歴番号_枝番号 = 2 を連携

市区町村コード	宛名番号	個人履歴番号	個人履歴番号_枝番号	最新フラグ	氏名	削除フラグ
131032	10012345	1	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	1	2	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	1	行政 一郎	0

デジタル庁